

様式第6号（第9条関係）

収入印紙
添付欄

	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金 種 類						
借受者の氏名 または名称				住 所		
借 入 金 額	償 還 期 日 お よ び 償 還 額	第1回	年 月 日	千円		
千円		第2回	年 月 日	千円		
		第3回	年 月 日	千円		
		第4回	年 月 日	千円		
償 還 期 限		第5回	年 月 日	千円		
		第6回	年 月 日	千円		
		第7回	年 月 日	千円		
		第8回	年 月 日	千円		
		第9回	年 月 日	千円		
		第10回	年 月 日	千円		
		第11回	年 月 日	千円		
		第12回	年 月 日	千円		
年 月 日						

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。については、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則および裏面特約条項承知のうえ、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約致します。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造 様

住 所
氏名または名称
および代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則および裏面特約条項承知のうえ、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏 名	印	住 所

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、滋賀県知事(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部または一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、または事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、またはその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請もしくは報告をし、または故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請もしくは競売の申立があつたときまたは破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは会社更生手続開始の申立があつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、もしくは手形交換所より取引停止処分を受けたときまたは清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促または保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良または取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、もしくは担保に供され、または公用収容されたとき。
- (8) 乙が滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則およびこの契約またはこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業終了後20日以内に甲に対し沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙および保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限または期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしな

- 1 ときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかににかかわらずこれの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

- 2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、もしくは賃貸し、他の債務の担保に供し、またはその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

- 2 乙は、担保として提供した資産の価額が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

- 2 甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。